

## 平成23年度統計法施行状況報告(案)(抜粋)

番号	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別※	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等
1	2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 エ 四半期推計に関する諸課題	○ 毎月勤労統計調査について、 ①常用労働者が5人から29人の事業所の調査における標本替えの工夫による所定内給与等の断層の解消、 ②離職事由を「解雇、退職」、「転勤」等に分離すること等による企業の退職者比率の把握、 ③退職金の調査を検討する。	厚生労働省	平成25年度までに結論を得る。	①標本替えを工夫するには、標本替えの頻度を増やすか、調査継続期間を延長する必要があるが、その場合、調査経路機関の都道府県や調査対象者に負担を強いることとなる。このため、推計方法の工夫として、季節調整のARIMAモデルを用いたデータ補正の手法・アメリカ労働統計局が採用しているWDLT方式等、調査対象者や都道府県に極力負担をかけずに改善が図れる方策を検討している。  ----- ②企業の退職者比率の把握については、関係統計の調査項目のスクラップ&ビルドの観点で見直しを進めた結果、平成23年より雇用動向調査において、四半期別の離職者数を把握することにより、対応することとした。 ③退職金支払額は国民経済計算の退職金総額と②の退職者比率を利用して、四半期ごとの退職金総額が推計可能のため、退職金についての調査は予定していない。	①検討中           ②③実施済	①については、有識者の検討会において検討を行っており、当該検討結果を踏まえ、平成25年度までに結論を得る予定。
2	(4) 医療費に関する統計の国際比較可能性の向上	○ 医療費に関する統計の体系的整備、国際比較可能性の向上の観点から、保健医療等の分野全体の医療費をマクロでとらえる統計(OECDのSHA手法に基づく保健医療支出推計)を公的統計として位置付けることについて、できるだけ早期に結論を得られるよう、学識経験者や利用者を含めて検討する。	厚生労働省	平成21年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。	医療費に関する統計の体系的整備、国際比較の可能性の向上の観点から、保健医療等の分野全体の医療費をマクロでとらえる統計を公的統計として位置付けることを検討するために、有識者を構成員とした「医療費統計の整備に関する検討会」を設置し、開催してきた。 第1回 4月26日 第2回 12月9日 第3回 3月14日(地震の影響により、持ち回り開催に変更) 国民医療費及びSHA手法の現状を踏まえて課題を抽出し、推計手法、推計に当たっての課題等について検討をすすめ、その結果をもとに公的統計として位置付けることについて、平成23年3月に検討会から以下の指摘を受けた。 (指摘事項) ・国民医療費、SHAについては、まずこれらの重要性を社会に認識いただき、その地位が高まって広く活用されることが重要である。 ・公的統計として位置付けることを検討する際には、SHAが民間機関の事業として作成されている状況にあることを考慮する必要がある。SHAの作成を継続して精度の高い統計を作成していくためには、作成主体が国であれ民間であれ、情報、経費及びマンパワーが必要であり、何らかの形で国が関与していく体制を整備する必要がある。 ・SHAによる国際比較性を担保した上で、既存の統計を利用していくことが現実的な方向性である。 ・現時点においても様々な課題があり、どれか特定の面だけの観点から公的統計化を一義的に考えるのではなく、新たなデータソースの活用可能性も含め、今後も継続して検討を進めることも必要である。  厚生労働省としても、上記の指摘事項を踏まえ、別途、「厚生労働統計の整備に関する検討会」においても検討をした結果、平成23年12月に、医療費に関する統計の国際比較可能性の向上のためには、現時点で直ちに公的統計化するのではなく、その前にまず国民医療費をはじめとした既存統計において、データ精度を向上させる等の充実を図ることにより、現在作成されているSHAの質の担保に貢献していくことが重要であるとの結論を得た。	実施済	

※ 「実施済・検討中等の別」については、以下のとおり。

実施済 : 平成23年度末までに基本計画の「具体的な措置、方策等」欄に掲げられた内容に沿った形で所要の措置を講じた事項

実施予定① : 平成23年度末までには実施に至らなかったものの、25年度末までに実施済みとなることが見込まれる事項[今後の見通し等についても記載]

実施予定② : 検討の結果、基本計画に沿った形で平成25年度までに実施することは困難と考えられるものの、30年度までには実施可能と考えられる事項

実施困難 : 検討の結果、基本計画に沿った形では、実施することが困難と考えられる事項

検討中 : 平成24年度も引き続き検討が必要な事項[今後の見通し等についても記載]

継続実施 : 実施時期に期限が設けられておらず、毎年度、継続的な措置・取組が求められている事項

番号	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別※	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等
3	3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備	○ 就業（就職及び離職の状況、就業抑制要因など）と結婚、出産、子育て、介護等との関係をより詳しく分析する観点から、関係する統計調査において、必要な事項の追加等について検討する。	総務省、厚生労働省	原則として平成21年中に結論を得る。	就業と結婚等の事項については、関係する統計調査において、従来より調査の企画の際に検討しているものであり、すでに一部の統計調査では以下の事項を把握している。 (1) 雇用動向調査 ・雇用動向調査において、入職者票の「直前の勤め先を辞めた理由」、離職者票の「離職理由」において、「結婚・出産・育児・介護」に関する選択肢を設けている。 ・平成24年雇用動向調査（予定） 入職者票の「直前の勤め先を辞めた理由」に関する「結婚・出産・育児・介護」の選択肢を「結婚」、「出産・育児」及び「介護」に分割する予定。（離職者票の「離職理由」に関する選択肢においては、従来から「結婚」、「出産・育児」及び「介護」に分けている。） (2) 縦断調査（現在、実施している主な調査項目） ・21世紀出生児縦断調査 就業（母親の就業状況）、出産（母親の出産1年前・出産半年後の就業状況）、子育て（子育て費用、子育ての負担感）等 ・21世紀成年者縦断調査 就業（就業の状況、結婚・出産前後の就業の状況）、結婚（結婚の状況、結婚意欲）、出産（出生の状況、男女の出生意欲）、子育て（仕事と子育ての両立支援制度の利用状況）等 ・中高年者縦断調査 就業（就業の状況、仕事への満足感）、介護（介護の状況、介護時間）等	実施済	
4		○ 世代による違いの検証等のため、21世紀出生児縦断調査及び21世紀成年者縦断調査について、新たな標本の追加等を検討する。	厚生労働省	平成21年度中に結論を得る。	・21世紀出生児縦断調査は平成22年度に新たなコーホートを追加し、平成22年12月に調査を実施した。 ・21世紀成年者縦断調査における新たなコーホートの追加については、平成24年度に実施することとしている。	実施済（一部） 及び 実施予定①（一部）	21世紀成年者縦断調査については、平成24年度調査において実施予定。
5		○ 人口動態調査における集計の充実（出生・婚姻・離婚の月別、年齢各歳・生年別の集計等）について検討する。	厚生労働省	平成21年中に結論を得る。	人口動態調査における集計の充実（出生・婚姻・離婚の月別、年齢各歳・生年別の集計等）について外部有識者の意見を参考に検討し、具体的な措置、方策等として示された統計表について基幹統計調査の変更申請を行い、平成22年8月20日に総務大臣の承認を得、平成21年人口動態統計（確定数）において平成22年9月2日にe-Statに掲載した。 (追加統計表案) ・（出生）出生数、出生月・母の生年年齢別 ・（婚姻）婚姻件数、届出月・届出時生年年齢別一夫・妻一 ・（離婚）離婚件数、届出月・届出時生年年齢別一夫・妻一	実施済	
6	(3) 暮らし方の変化に対応した統計の整備	○ 国民生活基礎調査の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果の都道府県別表章が可能となるよう、これらの調査票の標本規模を拡大すること等について検討する。	厚生労働省	平成25年調査の企画時期までに結論を得る。	・平成23年に実施を検討していた試験調査については、財政事情により概算要求に盛り込まれなかった。このため、平成25年調査で実施することは困難な状況である。	実施予定②	今後、平成28年調査で標本規模を拡大すること等について検討。
7		○ 国民生活基礎調査で使用している世帯票、健康票、介護票、所得票及び貯蓄票について、相互のクロス分析等を充実させることについて検討する。	厚生労働省	平成23年中に結論を得る。	国民生活基礎調査で使用している世帯票、健康票、介護票、所得票及び貯蓄票について、相互のクロス分析等を充実させることとし、統計委員会（平成22年1月25日）による審議等を経て、平成22年調査（大規模調査）において、所得票と世帯票・健康票をクロス集計した集計表（6表）を拡充し、平成23年7月に公表。 (追加統計表) ・世帯数、医療費の家計支出額に占める割合・所得金額階級別 ・高齢者世帯数、医療費の家計支出に占める割合・所得金額階級別 ・世帯人員数（6歳以上）、健康意識・生活意識別 ・世帯人員数（12歳以上）、こころの状態（点数階級）・生活意識別 ・世帯人員数（15歳以上）、健康意識・性・生活意識別 ・世帯数、医療費の家計支出額に占める割合・生活意識別	実施済	
8	(4) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備	○ 社会生活や雇用・労働等と教育との関係を分析できるようにする観点から、関連統計調査において、学歴等の教育関連項目を追加することについて検討する。	各調査の実施府省	原則として平成21年中に結論を得る。	統計委員会（平成22年1月25日）による審議を経て、平成22年から国民生活基礎調査において、「教育」の項目を追加し、学歴を6区分（小学・中学、高・旧制中、専門学校、短大・高専、大学、大学院）で把握することとした。	実施済	

番号	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別※	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等
9	(7) グローバル化の進展に対応した統計の整備	○ 人口動態調査における外国人についての集計の充実（特に年齢別）について検討する。	厚生労働省	平成21年中に結論を得る。	人口動態調査における外国人についての集計の充実（特に年齢別）について外部有識者の意見を参考に検討し、具体的な措置、方策等として示された統計表について基幹統計調査の変更申請を行い、平成22年8月20日に総務大臣の承認を得、平成21年人口動態統計（確定数）において平成22年9月2日にe-Statに掲載した。 （追加統計表） ・（出生） 【日本における日本人】 ①父日本・母外国の出生数、父の年齢（各歳）・母の年齢（各歳）別 ②母日本・父外国の出生数、父の年齢（各歳）・母の年齢（各歳）別 【日本における外国人】 ③出生数、父の年齢（各歳）・母の年齢（各歳）・嫡出子―嫡出でない子別 ・（婚姻） 【日本における日本人】 ①夫日本・妻外国の婚姻件数、夫の届出時年齢（各歳）・妻の届出時年齢（各歳） ②夫外国・妻日本の婚姻件数、夫の届出時年齢（各歳）・妻の届出時年齢（各歳） 【日本における外国人】 ③婚姻件数、夫の届出時年齢（各歳）・妻の届出時年齢（各歳） ・（離婚） 【日本における日本人】 ①夫日本・妻外国の離婚件数、夫の届出時年齢（各歳）・妻の届出時年齢（各歳） ②夫外国・妻日本の離婚件数、夫の届出時年齢（各歳）・妻の届出時年齢（各歳） 【日本における外国人】 ③離婚件数、夫の届出時年齢（各歳）・妻の届出時年齢（各歳）	実施済	
10	(8) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備	○ 実労働時間のより適切な把握の観点から、世帯に対する雇用・労働関係の統計調査において、ILOの国際基準も踏まえた上で調査事項の見直しについて検討する。	総務省、厚生労働省	原則として平成21年中に結論を得る。	・統計委員会（平成22年1月25日）等における検討を経て、平成22年国民生活基礎調査（大規模調査）において、1週間の実労働時間を把握することとした。 ・統計委員会における指摘（「雇用失業統計研究会」 <u>（総務省主催）</u> と「厚生労働統計の整備に関する検討会」 <u>（厚生労働省主催）</u> の連携要望（第36回統計委員会）も踏まえ、総務省と緊密な情報交換を行い、総務省における取組を参考に、関係する統計調査における必要な対応について検討することとし、第1回から第3回「雇用失業統計研究会」に参加し、世帯に対する月間労働時間を把握するための方法、労働力調査及び就業構造基本調査（ともに総務省）の調査内容に関する論点整理に加わり、労働力調査における就業日数等の把握について、調査技術的観点から助言を行った。	実施済	
11		○ 雇用動向調査等を基にして雇用創出・消失指標を推計し、公表する。	厚生労働省	平成24年末までに実施する。	労働政策研究・研修機構（JILPT）において当該指標の推計方法の研究を行い、同機構より平成23年4月28日に研究結果の概要について報道発表、平成23年10月21日に報告書が発行された。今後、当該研究を踏まえ指標の作成・公表について検討を行う。	実施予定①	平成24年中に雇用創出・消失指標を推計、公表する予定。
12		○ 経済産業省と協力して、ビジネスレジスターの整備を待って、毎月勤労統計調査や賃金構造基本統計調査と、工業統計表等との結合を図るため、共通符号を持たせること等の措置を講じる。	厚生労働省	ビジネスレジスターの整備状況を踏まえ、速やかに実施する。	事業所・企業データベースにおいては、各事業所毎に固有の事業所コードを付番しており、母集団情報を提供する際に併せて提供している（重複是正のために調査履歴を登録する際、照合キーとして活用される）。 今後、ビジネスレジスターの整備状況を踏まえつつ、新データベースを活用した効率的な統計の作成や統計結果データの有効活用等の観点から、共通コードの維持管理方法等について検討を進める予定。 なお、事業所・企業データベース研究会の中間とりまとめが平成22年12月に出され、平成24年の試験運用の実施が提言されている。 また、各種統計調査のための母集団情報の精度向上のため、毎月勤労統計調査や賃金構造基本統計調査の調査票情報及び労働保険関係設立届などの行政記録情報を事業所母集団データベースに提供している。	検討中	今後、ビジネスレジスターの整備状況を踏まえ、共通コードの維持管理方法の検討を行う予定。

番号	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別※	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等
13	(8) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備	○ 非正規雇用の実情を継続的に毎年把握する統計調査について、遅くとも平成24年度までの調査開始に向けて、調査の内容や実施時期等について検討する。	厚生労働省	平成21年度から検討を開始し、平成22年度までに結論を得る。	総務省と共同（「厚生労働統計の整備に関する検討会（厚生労働省主催）」及び「雇用失業統計研究会（総務省主催）」）で具体的課題の整理を行い、対応を検討した。 統計委員会基本計画部会の指摘を踏まえ、省内の関係部局と行った非正規雇用に関する検討の場において、非正規雇用の実情に関して既存調査で把握されている項目について整理した。これを受けて、既存調査に加え、雇用構造調査（就業形態の多様化に関する総合実態調査、若年者雇用実態調査、パートタイム労働者総合実態調査等）と調査年のテーマに即した調査事項に分けて調査することで対応することとした。	実施予定①	平成24年調査から対応予定。
14		○ 関係府省等と協力して、ハローワークを通じた求人・求職活動のみではなく、他のルートによる求人・求職活動を含めた総合的な労働の需給動向を示す指標について、ハローワーク以外の求人数の把握方法、世帯調査を通じた求職状況に関する統計の利用可能性や、費用対効果なども含め、その実現可能性について検討する。	厚生労働省、総務省	平成21年度から検討する。	ハローワーク以外のルートも含めた求人数の把握については、平成21年度に、諸外国における欠員調査の実施状況を調査したところ、我が国ではこれらの調査と類似の項目として未充足求人を雇用動向調査（5人以上、公務を除く16大産業）において調査しているが、当該調査では年1回（上半期）のみの把握となる。 このため、四半期毎に実施している労働経済動向調査（30人以上、公務を除く12大産業）において、平成25年2月調査分から、未充足求人の把握が可能か試行的に調査を実施することとする。 なお、これらの既存調査において全規模、公務を含む全産業に拡大することは精度、コスト等の面から困難である。	実施予定①	平成25年2月調査分から実施予定。
15	(9) その他	○ 医療施設調査及び患者調査について、記入者負担の軽減及び統計調査の効率化の観点から、医療機能情報提供制度やレセプトの電子化等の推進状況を踏まえ、平成23年調査以降への行政記録情報等の活用可能性について検討する。	厚生労働省	平成23年調査の企画時期までに結論を得る。	平成23年調査の企画を行い、医療施設調査において医療法に基づく届出のうち「施設基準の届出等」に基づく情報を行政記録情報として活用することとした。 平成22年12月17日に統計委員会へ諮問し、第25、28、29回、人口・社会統計部会による審議を経て、平成23年4月22日に統計委員会において答申が採択され、平成23年度調査から活用を開始した。	実施済	